

○復興庁
国土交通省 令第一号

復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）の施行に伴い、国土交通省関係福島復興再生特別措置法第六十一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

国土交通大臣 赤羽 一嘉

国土交通省関係福島復興再生特別措置法第六十一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令の一部を改正する命令

国土交通省関係福島復興再生特別措置法第六十一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令（平成二十四年 復興庁 令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

国土交通省関係福島復興再生特別措置法第七条第八項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令

福島県知事が、福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）
第七条第五項第一号に規定する産業復興再生事業として、福島特定埠頭運営事業（福島県の区域内の港湾において行う港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十四条の三第一項に規定する特定埠頭の運営の事業であつて、当該港湾における産業の国際競争力の強化に特に資するものをいう。以下同じ。）を定めた法第七条第一項に規定する福島復興再生計画について、内閣総理大臣の認定（法第十七条の三十三第一項に規定する認定をいう。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該福島特定埠頭運営事業に対する港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十七条の三第一号ニの規定の適用については、同号ニ中「ものに限る。」及び「とあるのは、」ものであつて、これに附帯して高性能な荷さばき施設が整備されるものに限る。）及びこれに近接する岸壁その他の係留施設（水深が十二メートル以上のものに限る。）を一体的に運営しようとする場合は当該係留施設並びに」とする。

改正前

国土交通省関係福島復興再生特別措置法第六十一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令

福島県知事が、福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）
第六十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、福島特定埠頭運営事業（福島県の区域内の港湾において行う港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十四条の三第一項に規定する特定埠頭の運営の事業であつて、当該港湾における産業の国際競争力の強化に特に資するものをいう。以下同じ。）を定めた法第六十一条第一項に規定する産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定（法第六十四条第一項に規定する認定をいう。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該福島特定埠頭運営事業に対する港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十七条の三第一号ニの規定の適用については、同号ニ中「ものに限る。」及び「とあるのは、」ものであつて、これに附帯して高性能な荷さばき施設が整備されるものに限る。）及びこれに近接する岸壁その他の係留施設（水深が十二メートル以上のものに限る。）を一体的に運営しようとする場合は当該係留施設並びに」とする。

附 則

この命令は、令和三年四月一日から施行する。